新型コロナ抗原定性キットで陽性の方へ

◆ 医療機関への受診

- ・症状が軽く、受診の希望がない場合は、自宅等で療養してください。
- ・症状が重い、ハイリスク者(高齢者、妊婦等)など受診を希望される場合や、療養中に 体調悪化するなど必要な場合はかかりつけ医等に相談してください。
- ・受診の際には医療機関に事前に連絡してください。
- ・診察・検査・処方(コロナ治療薬を含む)等については自己負担があります。
 - ※ コロナ治療薬の薬剤費は、**令和5年10月1日~令和6年3月31日は一部公費負担**が継続 自己負担額は、医療費の自己負担割合によります

(1割の方:3000円、2割の方:6000円、3割の方:9000円)

・証明書等の取得のための受診はお控えください。

◆ 感染者の療養期間 【5日間推奨】

・出勤・登校等は**それぞれの職場・学校の指示**に従ってください。 (感染症法に基づく行動制限はありません。)

【療養期間】

・発症後5日間※は他人に感染させるリスクが高いため、外出を控えることを推奨します。

※ 発症後5日間経過 (発症日を0日目) し、かつ、症状軽快後24時間経過するまでの間また、その後も、発症後10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用やハイリスク者(高齢者、妊婦等)との接触などにご配慮ください。 (個人の判断に委ねられます。上記の情報を参考にご判断ください。)

◆ 濃厚接触者

- ・同居家族は可能であれば部屋を分けるなどし、感染に注意してください。
- ・外出の場合はマスクの着用やハイリスク者(高齢者・妊婦等)との接触にご配慮ください。 (保健所から濃厚接触者として特定されることはなく、感染症法に基づく外出自粛を求めることはありません。)

◇ 参考情報(新型コロナウイルス感染症)

○山梨県 ホームページ



○やまなし感染症 ポータルサイト



